

(事前説明第 1 号について都市計画課より説明)

(質疑等の要旨)

委員 計画図 5 において、追加指定の要件として 7 項目の指定基準全てを満たしている必要があるのか、それとも 1 項目でも基準を満たしていればよいのか。

事務局 基準を全て満たしているものを追加指定案件としている。

委員 計画図 4 で黄色部分のみが追加ということであるが、既に指定されている生産緑地地区が広大であるにも関わらず、この部分だけが残っていたのはなぜか。

事務局 当該地と既に指定されている部分は、所有者が違う水田であったが、今回当該地の所有者が既に同地区内で生産緑地に指定されている土地の所有者に売却することになり、新たに取得した土地を生産緑地地区にすることになった。

以 上